

市町村連携地域モデル推進要綱

北 海 道

第1 目的

人口減少下においても、医療、福祉、教育や産業振興などの行政サービスを維持し、効率的に提供していくためには、各地域の特性を活かしながら、適切な相互補完と役割分担による自治体の広域的な連携が重要となっている。

道内の多くの市町村では国の定住自立圏構想により広域連携に取り組んでいるが、広域分散型の地域構造で小規模な市町村が多い本道においては、全ての地域において定住自立圏構想の取組を進めていくことは難しい状況にある。

市町村連携地域モデル推進要綱（以下「要綱」という。）は、地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進し、行政サービスを持続的に提供していくため、中心的役割を果たす自治体を核とした連携、自治体同士の相互補完と役割分担による連携（以下「フラットな連携」という。）など、様々な連携を定住自立圏構想の活用が困難な地域などに広げることにより、道内各地域において、効率的、効果的な広域連携を進め、地域における人口減少問題へ対応するとともに、地域全体の活性化を図ることを目的とするものである。

第2 連携市町村の要件

この要綱に基づく連携する市町村とは、人口減少下においても、医療や福祉などの行政サービスが持続的に提供されるよう、地域の実情に応じた多様な連携ネットワークを形成しようとする隣接した市町村であり、次の（１）及び（２）の全て、または（３）の要件を満たす市町村をいう。

（１） 定住自立圏構想等の取組を行っていない地域

定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏又は連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏による連携の取組を行っていない市町村（未宣言中心市を除く。）であること。

（２） 将来推計人口の減少率が次のいずれかである地域

- ① 複数市町村によるフラットな連携にあっては、国立社会保障・人口問題研究所による 2040 年の市町村の人口減少率（以下「人口減少率」という。）が、概ね 30%以上であること。
- ② 新・北海道総合計画で位置づけられている地域中心都市又は中核都市群の市町と隣接市町村による連携にあっては、人口減少率が、中心となる市町を除く市町村全体で概ね 30%以上であること。

（３） 先駆的な取組を行う地域

他地域の取組の参考となる将来的な課題を見据えた先駆的でモデル性が高く持続可能な連携に取り組む地域であること。

第3 地域連携協定

(1) 地域連携協定の定義

地域連携協定は、2以上の市町村が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて(2)に規定する事項を定めた協定である。

(2) 地域連携協定に規定する事項

地域連携協定においては、関係市町村が連携して、人口定住のために必要な生活機能を確認するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

地域連携協定を締結する市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、連携の基本的な目的を規定するものとする。

③ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、地域の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化の2つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確認していく必要がある。

このため、地域連携協定においては、次に掲げる政策分野のうち少なくとも2以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野について、連携する具体的事項を規定するものとする。

これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方等に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のため経済基盤の確立等に向けた連携

f 防災

市町村間の相互応援、災害情報の共有、地域防災計画・国土強靱化地域計画等の相互協力、避難所・福祉避難所の共同設置、防災訓練の共同実施、地域防災リーダー等の共同育成、物資の共同備蓄・相互供給、企業等との連携協定に基づく相互協力体制等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野について連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活性化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ダイヤモンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農村漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a から e までに掲げるもののほか、圏域内市町村の職員等の交流など結びつきやネットワークの強化に係る連携

④ ③の執行等に係る基本的事項

地域連携協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置(地方自治法第252条の7等)や事務の委託(同法第252条の14等)等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、地域連携協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

- ⑤ 地域連携協定の期間及び解消の手続き
地域連携協定の期間は、市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。
また、地域連携協定の解消に当たっては、全ての連携市町村の協議により合意する旨を規定しておくことが望ましい。

(3) 地域連携協定の締結等の公表

地域連携協定の締結、変更又は解消を行った市町村は、直ちにこれを公表するものとする。

第4 地域連携ビジョン

(1) 地域連携ビジョンの定義

地域連携ビジョンは、連携地域を対象として(2)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、記載された事項ごとにそれぞれ関係する市町村による協議を行ったものをいう。

(2) 地域連携ビジョンに記載する事項

地域連携ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

- ① 名称
連携地域の名称及び連携市町村の名称を記載するものとする。
- ② 連携地域の将来像
連携地域全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該連携地域の将来像を提示することが望ましい。
- ③ 地域連携協定に基づき推進する具体的取組
②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各地域連携協定において規定された事項に基づき、連携市町村が推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。
取組の記載にあたっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各地域連携協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。
- ④ 地域連携ビジョンの期間
地域連携ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の見直しを行うものとする。

(3) 地域連携ビジョンに関する連携市町村の協議

地域連携ビジョンの策定又は変更にあたって、連携市町村間においてそれぞれ関連する部分について必要な協議を行うものとする。

(4) 地域連携ビジョンの策定等に関する関係者の意見聴取等

地域連携ビジョンの策定にあたっては、連携地域内の関係団体等の意見を聴取するとともに、その推進にあたっては、当該団体等の協力のもとに実施するものとする。

(5) 地域連携ビジョンの公表

連携市町村は、地域連携ビジョンの策定又は変更を行ったときは、これを公表するものとする。

第5 地域連携協定等の写しの送付等

連携市町村は、第3(3)又は第4(4)の規定による地域連携協定又は地域連携ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを北海道に送付するものとする。

この場合において、北海道は道のホームページによりその情報の公表に努めなければならない。

第6 北海道による助言及び支援

北海道は、地域連携ビジョンの策定等に関して事前に助言の求めがあった場合や、連携市町村から第5の規定による地域連携協定又は地域連携ビジョンの送付を受けた場合などには、必要に応じて、市町村連携に関する取組について助言を行うものとする。

また、連携市町村から第5の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、北海道が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。